

別表十二(八)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(八) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する 新幹線鉄道の名称	1		期首新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額	13	
引当金積立計画の承認年月日	2	平・	翌 10 年間 最後の適用事業年度 の翌期首新幹線鉄道 大規模改修準備金の	14	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「18」欄</p> <p>新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の48第1項」※1又は「第68条の48第9項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄:「10194」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表十二(八)「18」欄の金額(円単位)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p> </div>			等益金算入	15	
			当月	16	
			額	17	
			の	18	
当期積立額	5		益金算入額	16	
積立限度額	6	$\left[\begin{array}{l} \text{全国新幹線鉄道整備法第16} \\ \text{条第1項第2号に規定する} \\ \text{新幹線鉄道大規模改修引当} \\ \text{金の総額} \end{array} \right]$	計	17	
積立限度額の計算	7		$(5) + (16)$	17	
積立限度超過額	8		当期積立額のうち損金算入額	18	
差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	9		$(5) - (8)$	18	
積立限度超過額の計算	10		差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	19	
積立限度超過額	11		$(13) - (17) + (18)$	19	
限度超過額合計	12		累積限度超過額	20	
			(11)	20	
			期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	21	
			$(19) - (20)$	21	
			貸借対照表に計上されている新幹線鉄道大規模改修準備金	22	
			差引	23	
			$(22) - (21)$	23	
			当期	24	
			貸借対照表の取崩不足額	24	
			$(17) - ((5) - ((22) - \text{前期の}(22)))$	24	
			当期に生じた差額の合計額	25	
			$(12) + (24)$	25	
			前前期分	26	
			前期末における差額	26	
			$(前期の(23))$	26	